

第100回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和5年12月13日（水） 14時00分～14時45分

2 場 所

防衛省D棟3階 第1庁議室

3 出席者

（委 員） 太田会長、高木委員、能勢委員、山宮委員、諏訪委員
（防衛省） 五木田服務管理官

4 議 事

（1） 開会の辞

- 太田会長 只今より「第100回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

（2） 第99回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。
御手元の資料2「第99回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

（3） 令和5年度自衛隊員等倫理月間について

- 太田会長 議題の2番目は、「自衛隊員等倫理月間について」です。
今年度の自衛隊員等倫理月間は、令和6年2月に実施予定となっております。これは、当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要があります。
それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。
- 服務管理官 自衛隊員等倫理月間についてご説明させていただきます。
自衛隊員等倫理月間に関する趣旨になりますが、自衛隊員等の職務に係る倫理の保

持に関する意識の高揚を図るため実施するものです。

内容としましては、倫理に関する教育というものがございます。これは懲戒処分となった事例を盛り込んだ教育資料を作成・配布しまして、それを各機関等において教育を実施するという、それから一般職員用、幹部用、指定職用に区分したセルフチェックシートを作成・配布しまして、全機関においてeラーニングを実施し理解度の低い項目を把握し、今後の倫理教育等に反映させることとしております。

それから倫理監督官である事務次官から、倫理の規律保持に関する通達の発出をし、部外有識者による講演動画を作成いたしまして各機関のイントラネットを通じて、隊員が視聴できるようにする形での実施を計画しております。

続きまして広報啓発活動ですが、これは部内向け・部外向けにパンフレット、ポスターを作成し、各機関等に配布をいたします。部外向けのものにつきましては、会計部署のカウンターに設置して、契約相手方などへ配布いたします。

それから地方協力本部におきましては、各課に設置の上、事業者に直接説明して配布いたします。それ以外にもパンフレットのデータなどを防衛省のイントラネットに掲載するほか倫理カードを全隊員に配布して携帯をさせる、それから、省内放送で倫理月間の実施を周知、事業者向けのeラーニングを防衛省ホームページに掲載するという取組を実施する予定です。

それから防衛省と関係のある新聞への掲載ということで、朝雲新聞、防衛ホームに自衛隊員倫理月間について掲載し、周知していきます。

最後にフォローアップとして、各倫理管理官は、各機関等が実施した月間中の教育・啓発活動等の状況を総括倫理管理官（人事教育局長）へ報告させることとしております。本件については、以上でございます。

- 太田会長 ありがとうございます。それでは、本件について、御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。
- 委員 自衛隊員倫理カードを全隊員に配布し、携帯させるという件なのですが、携帯電話にダウンロードを可能にすることは考えられるでしょうか。
- 服務管理官 自衛隊員倫理カードには、担当者の名前や連絡先といった個人情報が記載されていますので、携帯電話にダウンロードすることは難しいものと考えております。
- 委員 過去、隊員から標語を募集して、ポスターを作成していた時期があったと思いますが、そのような取り組みは今後行わないのでしょうか。
- 事務局 過去に標語を募集していた時期もありましたが、形骸化してしまったこともあり、現在は問題意識を業者へお伝えした上で、外注により標語を含めたポスターを作成しております。

- 委員 そのような背景があることは理解できるのですが、標語を考えてもらうことは隊員の意識向上のために良い取り組みですし、来年度以降検討していただければと思います。
- 服務管理官 承知いたしました。検討いたします。
- 委員 講演の動画をイントラネットを通じて隊員が視聴するとあるのですが、視聴済みかどうかは確認できるのでしょうか。
- 事務局 システム上確認するのは難しいとは思いますが、eラーニングの最後に動画を視聴したかどうかの間を設定しております。
- 委員 動画については、時間はどれくらいなのでしょう。
- 事務局 約1時間となっております。
- 委員 1時間となると隊員に負担がかかると思いますので、見やすくなるような工夫も必要かと思います。
- 服務管理官 御意見ありがとうございます。検討させていただきます。
- 太田会長 他に、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。
- 委員 意見なし。

(4) 令和5年度第2四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の3番目は、「令和5年度第2四半期贈与等報告書」についての審査でございます。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円以上の贈与を受けた部員級以上の隊員が提出した令和5年度第2四半期の贈与等報告書を当審査会が審査を行うものです。
それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。
- 服務管理官 それでは、資料4から6について御説明をいたします。
まず、資料4の右下の表をご覧くださいますと、黄色ハッチング部分については、令和5年度第2四半期の件数及び2万円を超えるものの件数及びそれぞれの比率が記載されております。
一番件数が多いものとして、テレビ出演等に対する謝礼になります。昨年の同時期と比較しますと、今期は講演等に対する謝礼や著述に対する印税が減少していることから、その分全体の件数も減少しております。

資料4の2枚目になりますが、機関別に見た場合には防衛研究所が全体の件数の約半分を占めており、今年度の前期と同程度となっております。なお、防衛研究所のテレビ出演等に対する謝礼は、他の項目と比較して件数は多くなっております。

それでは、資料の5をご覧くださいながら、個別の内容を御説明いたします。まず、贈与等報告書の件数として、今期345件中、利害関係がありますのは20件となります。

基因別の概要でございますが、一番多いものは先ほど申しました通り、(8)のテレビ出演等に対する謝礼となっております。全体の内容は、(1)の賞金等の贈与から順次御説明申し上げます。

まずは、(1)の賞金等の贈与でございますが、1番から8番までになります。これについては、部内の機関誌で募集していた写真や川柳のコンテストに応募し、入賞者が賞金をいただいたものです。

続いて(2)の物品等の贈与でございますが、9番から63番までになります。9番から24番は、外国政府からの儀礼的贈り物ということで、外国政府との交流事業の際の贈与が多く報告されています。25番から29番までは儀礼的な贈り物ということで、御中元や暑中見舞いとなっております。続きまして30番から52番までは表敬時の儀礼的贈り物ということで、名産品を中心とした飲食物が多くなっております。53番から55番までは、就任祝いに対する贈与となっております。

続いては、激励品になりますが、56番から60番までが派遣海賊対処部隊、61番が海外における訓練の参加者に対するの贈与となっております。62番及び63番は書籍の贈与が報告されております。

続きまして、64番から83番までが供応接待になりますが、主に企業や部外団体が主催するパーティーに招待され、飲食物の提供を受けた報告がされております。

続きまして著述に対する謝礼が84番から129番の46件になります。84番から105番までが自衛隊関係の機関紙への著述で22件となっております。106番から109番までが財団法人・社団法人が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述、110件から129番までが出版社等が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で20件となっております。

続きまして著述に対する印税が130番から138番までの9件となっており、監修等に対する謝礼が139番の1件となっております。

続きまして、140番から202番までが講演等に対する謝礼となりますが、利害関係ありが16件となっております。これらの16件につきましては、医官等が製薬会社や医療機器メーカーから依頼を受けて講演を行ったものとなっております。それ以外につきましては、防衛大学校教授の講演やウクライナ情勢に関する防衛研究所職員の講演が多くなっております。

なお最高額につきましては、163番及び170番の1時間30分あたり約22万円となっております。

続きまして、テレビ出演等に対する謝礼が203番から339番までの137件であり、報告者の内訳については、防衛大学校の3名を除いて、全て防衛研究所職員となっております。1件あたりの最高額は264番から267番になりますが、2時間で約

6万円となっており、1時間あたりの額としては、270番から271番の約26万円になります。

最後になりますけれども、新聞等へのコメントに対する謝礼が340番から345番で、6件になります。こちらは全て防衛研究所職員となっております。

「令和5年度第2四半期の贈与等報告書」については、以上でございます。

- 太田会長 ありがとうございます。それでは、贈与等報告書につきまして御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。
- 委員 物品の贈与を受けた際に、それを転売した場合については、どうなるのでしょうか。
- 服務管理官 贈与を受けた物品を転売したことにより、直ちに違法性が問われるものではありませんが、継続的に転売を行う場合は、兼業兼職の観点から違法性が問われる可能性があるものと認識しております。
- 委員 分かりました。ありがとうございます。
- 太田会長 他に贈与等報告書について何かございますでしょうか。
- 太田会長 御質問、御意見等がなければ、贈与報告書等の報告書については以上とさせていただきます。

(5) 議題の採択等について

- 太田会長 それでは、本日審議されました「第99回自衛隊員倫理審査会議事録」、「令和5年度第2四半期贈与等報告書」につきましては、各委員の皆様へ承認をいただきたいと思っておりますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

(6) 閉会の辞

- 太田会長 それでは、皆様ありがとうございます。
次回の審査会につきましては3月下旬を予定しておりますので、スケジュールについては、委員の皆様へ御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思っております。

以上で、本日子定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、御審議いただき誠にありがとうございました。